

それぞれに、試行錯誤が続く・・・

輪番登録と自立支援センター。生保申請＝施設待機が耐えられなくて。

それぞれに何とかしようとするが、かみ合わない????

今一步の踏み込みをどうするか・・・

56歳の人の曰く、「まだ元気やし、働く気もある。

生活保護に行くと、墮落しそうだから、まだ、行きた

くない。」という事で、「市更相に行き、自立支援セ

ンター入所を申し込んだが、だめだった。」

「なぜ、断られたのですか」と聞くと、「輪番登録し

ているものは、利用できないといわれた。」

「????? そんなことはないはずなのです

が・・・、ひよつとして、自立支援センターに入っ

ている間は、輪番は利用できない、といわれたので

は・・・」

「そうは、聞こえなかったけど、そうだったのか

な？」

「もう、こうなったら、生活保護申請して、それか

ら落ち着いて、求職活動をしたらどうですか、その

ほうが、早いような気がします・・・」

「いや、まだその気になれない。もう一度、市更相

に行って、輪番登録していると入所できないというこ

とだったのか、それとも、入所期間中は輪番を利用で

きないということだったのか、確認してみる。」

せっかく、本人が別の生活を目指して努力しようと

したのに、話がうまくかみ合わずに、出直しとなった

ことは、もったいない、ことだと思いました。

「そんなことはないはずだ」と、思い込んでいるの

で、「輪番登録している人は、自立支援センターに入れ

ないのか」と、役所に電話して確認していませんから、

本当は、その人が聞いたように、輪番登録している人

は、自立支援センターを利用できないということにな

っているのかもしれませんが。

そうであれば、「あんた、ウソ教えたならアカンで、や

っぱり、わしのほうが正しかった」と、市更相へ確認に

行った人から怒られることになります。そのときは、

あらためて、報告します。

三十歳前後と見える人から、「集団生活に耐えられ

なくて、施設から3日目に出たのだが、どうしたらいい

だろうか」と声を掛けられました。

話を聞くと、「生活保護申請して、施設待機になった

のだが、集団生活に耐えられなくなって、出た。市更

相にいつて、取りやめの書類にもハンコを押した。職員は、困ってまた来ることになるよ、といったのだが・・・」

ようするに、市更相で生活保護申請し、施設待機になった。2週間辛抱して、部屋探などすれば、アパート生活できるよになるところまで進んだのだが、2週間の施設（集団）生活が耐えられなかった、ということ。

「そら、アンタ、辛抱が足らん」というのは簡単ですが、辛抱できない人に、「辛抱せえ」といっても、なんの問題解決にもなりません。今は、忍耐力をつけることよりも、生活を安定させることのほうが、優先度が高い問題なのですから。施設などの待機場所が、個室になることは、早急には見込めないでしょうし、現状で、その人がどうしたらいいか、ということです。

アパートに現在入れている人は、生活保護申請したときに施設待機にはならず、アパートで結果待ちとなります。申請場所は、アパートの所在する区役所です。

ですから、その人も、まず、アパートに入ればいいわけです。敷金の要らない、即日入居可能なアパートも、あります。それを探して、管理人やら、大家さんやらと相談して、入居し、契約書を持って役所に生活保護申請に行く、という方法が考えられます。（あまりお勧めの方法ではありませんが）

生活保護は、無差別平等、困窮の事実に基づいて、誰でも（永住権を持つ外国人を含む）活用することが出来ます。65歳以上でなければ、あるいは病気でなければ受けられない、というのはウソです。

大阪市立更生相談所（市更相）は、阪堺線の東側、公衆便所横のガードを東に抜けて、交差点を渡ったところにある建物です。

医療センター（大阪社会医療センター）は、「ある時払いの催促無し」、借用書で受診できる医療機関です。市更相あるいは西成労働福祉センターで診療依頼券をもらってから行く必要があります。

医療センターは、センターの建物外の東側に入り口があります。

「自助努力援助のための手引き書ー生活保護は怖くない」（無料）をまだ受け取っていない人は、声を掛けてください。手引き書を読んだ後は、役所で保護申請、不動産屋へ。

※ 居所（アパート・マンション）を確保できていない人については、生活保護申請後の手続きの期間（通常2週間）、生活保護施設で待機することになりました。生活保護申請後に、一時宿泊提供を受け、各施設職員の助言を参考に、住居を探してください。アパート・マンションの探し方については、各施設の職員が手伝ってくれることになりました。

20歳から 50歳代前半くらいまでの人は、自立支援センターを活用する道もあります。寝場所・食事を提供し、就職活動を支援する施設です。利用期間は、3ヶ月、事情により6ヶ月です。入所希望者は、大阪市立更生相談所（市更相）で相談を。